

【制度の概要】

Q 1	「郡上市中小事業者物価高騰対策省エネ設備更新補助金」を創設した趣旨は？
A :	燃料費・物価等高騰の影響を受け、厳しい状況が続いている事業者が多く存在します。このため、より多くの市内事業者が省エネ設備を更新することで光熱水費等の経費が削減され事業の継続・安定を支援すること目的としています。

【対象事業者】

Q 2	どのような事業者が対象となるのか？
A :	より多くの市内事業者を支援するため、市内に所在する中小事業者等を対象としています。 ※令和7年4月1日以前までに同一の事業を行っていること。 ＜対象外事業者＞ 以下の事業所は対象外とします。 ① 大企業 ② 国、県、市及び関係機関から、同様の補助金を受けている場合

Q 3	中小企業者等とは？																	
A :	原則として中小企業基本法上の中小企業者とします。(大企業は対象となりません) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社(以下「会社法人」という。)は、主たる事業として営む業種に応じて、下表の資本金等又は常時使用する従業員の数(※1)のいずれかの要件に該当すれば中小企業となり、いずれにも該当しなければ大企業(支給対象外)です。 会社法人以外の法人(※2)及び個人事業主は、下表の主たる業種に応じて、常時使用する従業員の数に該当すれば中小企業となり、該当しなければ大企業(支給対象外)です。																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主たる事業の業種</th> <th colspan="2">中小企業者の要件(以下のいずれかを満たすもの)</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業(飲食店を含む)</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業(宿泊業等)</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>運輸業その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>		主たる事業の業種	中小企業者の要件(以下のいずれかを満たすもの)		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	サービス業(宿泊業等)	5,000万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
主たる事業の業種	中小企業者の要件(以下のいずれかを満たすもの)																	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下																
サービス業(宿泊業等)	5,000万円以下	100人以下																
卸売業	1億円以下	100人以下																
運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下																
<p>※1 常時使用する従業員とは、中小企業基本法の定義による。</p> <p>※2 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人、企業組合、協業組合、商工組合、事業協同組合、事業協同小組合 等</p>																		

Q 4	本店(住所)が市外にある場合でも、市内で事業を行っていれば対象となりますか？
A :	法人・個人を問わず、市内に事業所を有し、当該事業所において実際に事業を行っている事業者であれば対象となります。市内での営業を確認できる書類を提出してください。

Q 5	2事業所以上を運営している事業者において、事業所単位（店舗単位）では、給付要件（補助下限額10万円）を満たさないが、事業者全体では給付要件を満たす場合、補助金の取扱いはどのようになるのか？またA店舗・B店舗それぞれで補助上限に達する場合、合計で上限額を超えて補助金を受け取ることはできるのか？
-----	--

A： 本補助金は、事業所（店舗）単位ではなく、事業者単位で申請・交付を行う制度です。そのため、複数の事業所を運営している場合であっても、各事業所ごとの補助対象経費が補助下限額（10万円）に満たない場合でも、事業者全体の補助対象経費を合算した額が補助下限額を満たしていれば、補助対象となります。

一方で、複数の事業所（例：A店舗・B店舗）でそれぞれ多額の設備更新を行った場合であっても、補助金の交付は1事業者につき1回限りであり、補助金額の上限は事業者全体で100万円までとなります。

Q 6	指定管理施設に入っているテナントは対象か？
-----	-----------------------

A： 指定管理施設において、市が施設の維持をしている場合は、対象外です。独自に施設がある場合は、対象となります。

Q 7	本事業の給付を受けてから事業を廃業する場合も対象か？
-----	----------------------------

A： 本事業は、補助事業完了後も3年以上、市内で事業を継続し、補助事業により取得した設備を継続して使用する意思がある事業者を対象としています。

【対象期間・対象設備】

Q 8	補助金の申請期間は？
-----	------------

A： 令和8年4月～8月の5ヶ月間としています。

Q 9	対象設備は？
-----	--------

A： 市内に所在する中小事業者に設置されている次の各号に掲げる設備を省エネルギーの性能に優れ、環境に配慮した設備へ更新する事業とする。ただし、当該更新する設備は、【新品】かつ、【事業用】でなければならない。

※事業所内において常時設置（据置）して使用するものに限る。

※当該設備の購入及び設置工事は、市内事業者に限るものとする。

（市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。）

対象設備	基準
エアコンディショナー	省エネ基準達成率100%以上の認定のあるもの
冷蔵庫	〃
冷凍庫	〃
温水機器	〃
ショーケース	〃
LED照明器具	統一省エネラベル3.0以上またはグリーン購入法適合のもの

【対象となる設備の例】 ※資源エネルギー庁が定める省エネ認定基準

Q 1 0	対象経費に消費税を対象外とする理由は？
A :	補助事業において支払う消費税を対象経費として計上する場合には、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告において仕入控除額が明らかとなった場合に、当該補助金に係る仕入控除税額を報告し、補助金を返還しなければなりません。このため、原則として補助金申請の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して補助金交付申請を行ってまいります。

Q 1 1	補助対象経費にはどのようなものが含まれるか？
A :	・省エネルギー設備の購入費・既存設備の撤去費・新たな設備の設置費・設備の送料となります。ただし、補助事業に直接関係のない経費は対象外となります。

Q 1 2	石油ストーブを撤去して、エアコンを新たに設置する場合は補助対象となりますか？
A :	補助対象となりません。現に使用している設備と同種の製品への更新に限ります。

Q 1 3	1つの設備を複数台の設備に更新することはできますか？ (エアコン1台をエアコン2台に更新する場合)
A :	補助対象となりません。1つの既存設備につき、更新できる設備は1台までとしています。

Q 1 4	自宅兼事務所（店舗）の場合は補助対象となりますか？
A :	事業の用に供するスペースが居住部分と明確に区分されている場合は、補助対象となります。

Q 1 5	物価高騰は、令和8年度で収束しないと考えられるが、今後も支援を行うのか？
A :	今回は国の重点支援交付金を活用し、この交付金の利用目的の一つが、物価高騰の事業者支援であることから実施いたします。当面は価格高騰が続くものと想定されます。今後においても、事業者の運営状況など注視しながら、国、県の支援策や交付金等の状況に応じて対応していきます。

【申請書類関係】

Q 1 6	支援金の申請書類の入手方法は？
A :	郡上市公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。

Q 1 7	申請書はどのように提出すればよいですか？
A :	申請書類の提出は、郡上市商工会窓口又は産業支援センターへ持参下さい。

Q 1 8	市税に滞納がないことを証明する書類とは何ですか？
A :	納税証明書を提出してください。 法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は市民税についての書類を提出してください。

Q 1 9 補助金はなるべく早く申請しないと無くなってしまいますか？

A： 本支援金は原則として先着順ではありませんが、申請書の受付順（不備なく受理された順）に審査を行います。予算の上限に達した時点で、期間内であっても受付を終了します。申請は、令和8年8月31日（月）までに、郡上市商工会窓口又は産業支援センターへ提出してください。

Q 2 0 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A： 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業主等の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

Q 2 1 誓約書は自作のものでもよいですか？

A： いいえ、必ず「誓約書兼同意書（様式第4号）」をご利用ください。

Q 2 2 確定申告書類の写しはどのようなものですか？

A： 個人事業者は次の書類のいずれかを提出してください。（法人は不要）

<個人事業者>

- ・ 所得税確定申告書B（第一表）の写し
- ・ 青色申告決算書（1枚目及び2枚目）の写し（青色申告の場合）
- ・ 収支内訳書（1枚目及び2枚目）の写し（白色申告の場合）

※確定申告義務がない場合は、開業届の写しを提出してください。

※提出の際は、マイナンバー記載欄を黒塗りしてください。

Q 2 3 申請書類は何が必要か？

A： 申請書は市が別途指定する申請様式と、以下の添付書類が必要です。

1	事業計画・実績書(様式第2号)
2	補助対象経費積算書(申請時・決算時)(様式第3号)
3	誓約書兼同意書(様式第4号)
4	法人の場合は、法人登記事項証明書。個人の場合は開業届出書又は確定申告書の写し。
5	補助事業に係る見積書の写し
6	補助事業を実施する設備が交付対象設備であることを確認できる書類
7	補助事業を実施する前の設備の写真と設置箇所が確認できる平面図
8	市税に滞納がないことを証明する書類
9	市長が必要と認める書類